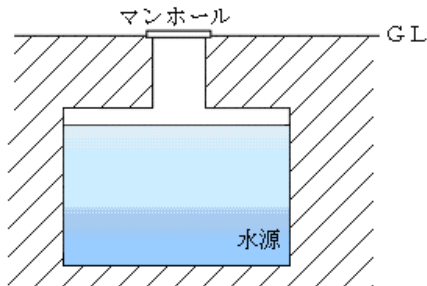


## 第 18 消防用水

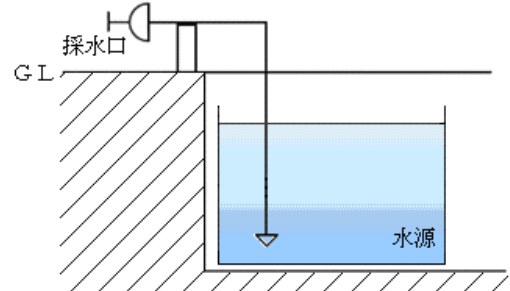
消防用水とは、消火の目的で用いられる水をいい、広い敷地に存する大規模な建築物での延焼段階の火災を消火するため消防隊が消火活動上の水利を得るためのもので、防火水槽、プール、池等常時規定水量以上の水量が得られるものをいう。

### 1 設備の概要（系統図による配置例）

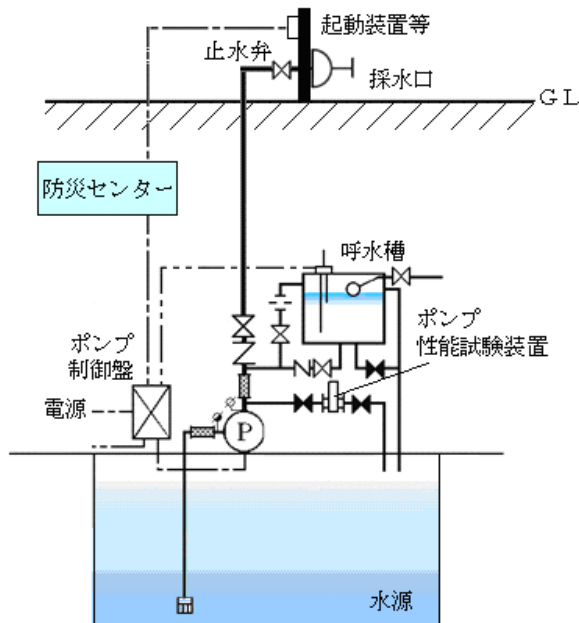
(1) マンホール式



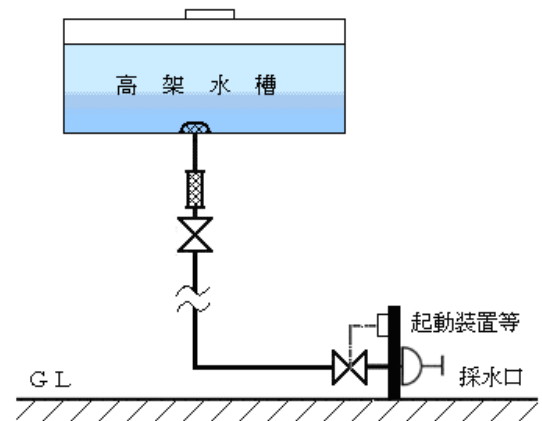
(2) 採水口を設ける場合



(3) ポンプを用いる加圧送水装置



(4) 高架水槽を用いる加圧送水装置



### 2 消防用水の設置場所等

設置場所は令第 27 条第 3 項第 4 号の規定によるほか、次によること。☞ ii

- (1) 原則として有効幅員 4 m 以上の道又は道に通じる通路等に面すること。
- (2) 進入防止の柵等を設ける場合は消防用水へ至るための、扉等（幅 75 cm 以上、高さ 1.5 m 以上）を設けること。

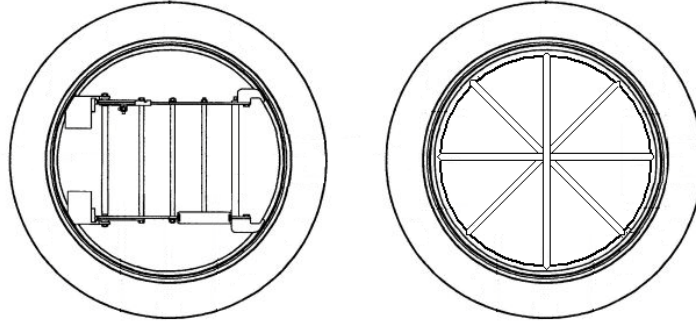
### 3 消防用水の構造等

- (1) 地盤面下 4.5 m 以内の部分に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

#### ① 吸管投入孔

- ア 吸管投入孔の大きさは、その一辺が 0.6 m 以上又は直径 0.6 m 以上のものとし、所要水量が 40 m<sup>3</sup> 未満のものにあっては 1 個以上、40 m<sup>3</sup> 以上のものにあっては 2 個以上を設けること。

- イ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場所等にあつては、車両通行に耐える強度のものとする事。☞ i
- ウ 転落防止の措置を講ずること。ただし、当該転落防止の措置を講じる際は、吸管投入が可能なものとする事。☞ i



② 水源水槽

ア 水源

水源は、第 2 屋内消火栓設備 5.(1)を準用すること。

イ 水量

水量は、令第 27 条第 3 項の規定に定めるほか、次によること。

- (ア) 原則として、他の消火設備の水源とは使用方法が異なることから併用をしないこと。ただし、他の設備と兼用する場合に、消防用水の有効水量を確保できる措置をした場合にあつては、この限りでない。
- (イ) 所用水量の全てを有効に吸水できるように、投入孔等の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として、縦 50 cm 以上・横 100 cm 以上・深さ 30 cm 以上とすること。

☞ ii

ウ 水源水槽の構造

水源水槽の構造は、第 2 屋内消火栓設備 5.(4)を準用すること。

(2) 地盤面下 4.5m 以内の部分に設ける消防用水で採水口を設けるもの

① 採水口

ア 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 4 年自治省令第 3 号）」に規定される呼称 75 のめねじに適合する単口（保護キャップ付き）とし、設置個数は、第 18-1 表によること。

第 18-1 表

所要水量	40m <sup>3</sup> 未満	40～120m <sup>3</sup> 未満	120m <sup>3</sup> 以上
採水口の数	1 個	2 個	3 個

- イ 採水口は、地盤面からの高さが 0.5m 以上 1 m 以下の位置に設けること。
- ウ 採水口は、認定品を設けること。☞ ii

② 配管

配管等は、第 2 屋内消火栓設備 6.(1)を準用するほか、次によること。

- ア 採水口に接続する配管は呼び径 80A 以上とすること。
- イ 採水口 1 口ごとの単独配管とすること。

- ウ 水槽内に設置する配管の防食措置を確実に行うこと。
- エ 埋設配管等は、第 2 屋内消火栓設備 6.(4)を準用すること。ただし、塩化ビニルライニング鋼管（継手を含む。）等を使用する場合は次によること。
  - (ア) 鋼管及び管継手は、日本水道協会規格 K116（水道用硬化塩化ビニルライニング鋼管）、K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）又は K150（水道用ライニング鋼管管端防食継手）と同等以上のものを使用すること。  
 なお、K117（水道用樹脂コーティング管継手）を使用する場合は、管端の防食措置を確実にを行うこと。
  - (イ) 溶接加工等著しく熱の伴う加工は行わないこと。
  - (ウ) 火災時の影響を受けるおそれが少ない場所に設置すること。
  - (エ) 水槽内へ設置する配管の管端防食措置を確実にを行うこと。
- オ 配管の末端等にろ過装置を設けること。☞ i

③ 水源

水源は、前(1).②を準用すること。

(3) 地盤面下 4.5m を超える部分に設ける消防用水

次により、ポンプを用いる加圧送水装置及び採水口を設けた場合は、令第 27 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず、①から⑩すべての基準を満たす場合に限り、令第 32 条の規定を適用し、地盤面下 4.5m を超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができる。

① 採水口

ア 「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 4 年自治省令第 2 号）」に適合する呼称 65 の差し口で単口とすることとし、保護キャップを設けること。

イ 採水口の高さは、前(2).①.イを準用すること。

ウ 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

② ポンプの吐出量及び採水口の個数

加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、第 18-2 表によること。

**第 18-2 表**

所要水量	40m <sup>3</sup> 未満	40～120m <sup>3</sup> 未満	120m <sup>3</sup> 以上
加圧送水装置の吐出量	1,100 ℓ/min	2,200 ℓ/min	3,300 ℓ/min
採水口の数	1 個	2 個	3 個

③ 加圧送水装置は、第 2 屋内消火栓設備 4.(1) (③を除く。)を準用するほか、次によること。

ア ポンプの全揚程は、前②に定める吐出量時において採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に 15m を加えた数値以上とすること。

イ ポンプは専用とし、他のポンプと併用又は兼用しないこと。

④ 水源水量

水源は、前(1).② (イ.(イ)を除く。)を準用するほか、第 2 屋内消火栓設備 5.(3)を準用すること。

⑤ 配管

配管は、第 2 屋内消火栓設備 6.(1)を準用するほか、次によること。

ア 加圧送水装置から採水口までの配管の口径は、採水口の数が 1 個の場合にあっては 75 mm 以上、2 個の場合にあっては 100 mm 以上、3 個の場合にあっては 125 mm 以上とすること。

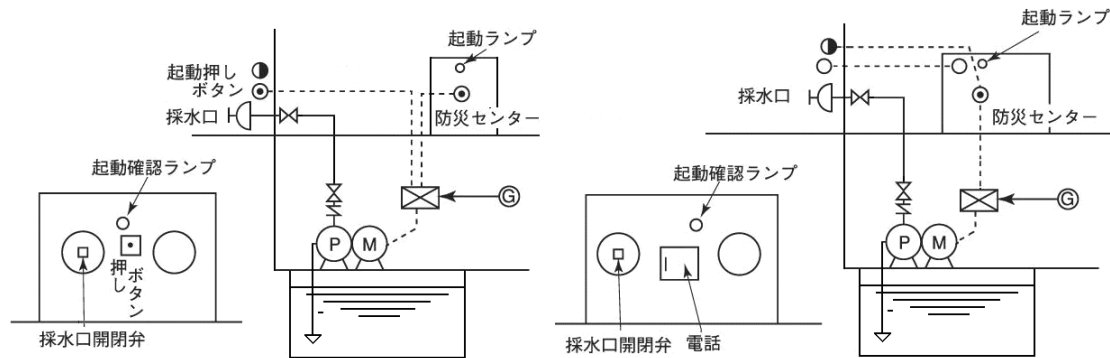
イ 採水口は、JIS H 5111-1976 (青銅鑄物) 又は JIS H 5101-1976 (黄銅鑄物) に適合する強度、耐食性、耐熱性を有するものを用いること。

⑥ 起動装置等

ア 採水口の位置には、ポンプの遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等からポンプを起動できる場合において、防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、遠隔起動装置を設けないことができる。

イ 遠隔起動装置又は連絡装置の直近には、規則第 12 条第 1 項第 3 号口の規定に準じた赤色の灯火を設けること。

ウ 採水口の直近には、ポンプの起動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。ただし、前イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより、ポンプの起動を表示できる場合は起動表示灯を設けないことができる。



加圧送水装置を設ける場合

⑦ 非常電源、配線等

加圧送水装置の非常電源及び配線は、規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定によるものとし、第 3 非常電源 7.(1)を準用すること。

⑧ 貯水槽等の耐震措置

貯水槽の耐震措置は、第 2 屋内消火栓設備 9 を準用する。

⑨ 配管等の摩擦損失計算等

配管等の摩擦損失計算等は、第 2 屋内消火栓設備 11 を準用する。

⑩ 表示及び警報

表示及び警報は、第 2 屋内消火栓設備 13 を準用する。

(4) 地盤面より高い部分に設ける消防用水

① 採水口

ア 採水口は、前(2).①.ア、イ及びウを準用し、採水口の位置で開閉弁が操作できる構造とすること。

イ 採水口の個数は、前(2).①.アを準用すること。

② 配管

配管口径は、前(3).⑤.アを準用すること。

③ 水源

水源は、前(1).②を準用すること。

## ④ 採水口からの吐出圧力が 1.6MPa を超えないための措置

採水口からの吐出圧力が 1.6MPa を超えないための措置は、第 2 屋内消火栓設備 4.(3)を準用すること。

**4 消防用水の表示標識** ㊦ i

吸水管の投入孔及び採水口を設ける場合の標識にあつては第 25 標識によること。

**5 総合操作盤** ㊦ i

加圧送水装置を設置する場合は、第 2 屋内消火栓設備 15 を準用すること。

**6 その他** ㊦ i

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく、開発行為の許可に係る消防水利については、消防用設備等技術基準（総論）第 2 章第 2 節第 1 「敷地内の消防用活動空地等」 1 から 5 を参照すること。

なお、消防水利（防火水槽に限る。）と消防用水を兼用する場合は、令第 27 条及び第 18 消防用水の基準についても適合させること。